第４章　総　　括

第１節　調査段階の所見とその後の修正過程

常三島遺跡を最初に手がけることになった工学部実習棟地点の試掘調査は1992年のことであり、現時点から数えれば14年も前のことになる。翌1993年に実施した地域共同研究センター棟地点の調査によって、遺跡の層序や遺構の性格についての概要を把握しえたつもりではあったが、その後の調査経験を積む過程で大幅に修正されることになった所見も多い。既に公表している調査概要報告書のなかで、今回の本報告に記載しなかった所見は、おおむねそのような性格のものである[1)]。総括にあたり、まずこうした修正項目のなかから代表的なものを取り上げ、修正にいたる経緯を明らかにすることで、調査担当者としての責務を果たしたい。

1.　屋敷区画施設の誤認

工学部実習棟地点の調査については、溝３とした遺構の性格づけにまつわる所見の修正が代表的なものである。この遺構について概要報告書ではSD03とし、築地塀の基礎工事に関連するものと考えた。浅い掘り込みの内部には細片となった陶磁器類が多量に含まれており、埋土が固く締まった状態であることを根拠に、それは建築物を構築する際の地固めの意味をもつのではないかと考えたのである。さらに絵図面との突合せを行ったところ、溝３の付近には屋敷の境界線が重なる可能性が指摘された。したがって、こうした部分に建築されるのは築地塀であろうと推定した次第である。同様の所見は地域共同研究センター棟地点の調査時点においても繰り返した。Ｂ区の北端部で検出された溝３の評価についてである。この溝も屋敷地の境界部分にあたることが、絵図面との対比によって推定されたため、この部分に屋敷の境界施設があったものと推定した。調査では溝の全体は検出できず一部に止まったのであるが、溝の上面には多量の瓦を主体とする遺物が廃棄され、溝を完全に覆う格好で敷き詰められたかのような状態であった。それを根拠として、ここでは瓦葺きの築地塀でもあったのではないかと考えた次第である。しかし、これらふたつの遺構について繰り返し示した所見は、その後の調査によって否定されることとなった。誤認を生んだポイントは次の２項目に整理される。

①　屋敷の境界に塀が付設されるとの先入観が作用したこと

②　溝の内部に多量の遺物が含まれ上面までを覆い、しばしば固く締まった状態であることの意味について、上屋を前提とした基礎工事の結果だと先験的に判断したこと

これら２項目である。以下項目ごとに、その後判明した事実と、新たな所見を解説したい。

第１の項目については、道路に面する部分を除く屋敷境には塀を付設しない状態が常三島遺跡における普遍的なありようであり、その場合には２条の平行する溝が基本となることが判明したことによって撤回されることになった。工学部実習棟地点の南北トレンチ北半部で検出された溝４と溝５の２条の溝が、こうした普遍的な屋敷境の施設にあたる。その意味では同じく工学部実習棟地点の溝３についても、これと対をなすもう１条の溝と組み合っていた可能性が指摘されることとなる。その場合、溝３の北側

で検出された溝６が、対をなす候補のひとつとして浮上してくる。こうした溝の性格や解釈についての詳細な検討は今後に持ち越されるが、築地塀の可能性について概要報告書で示した所見は、以上のような経緯によって撤回されることとなった。

第２の項目については、その後の調査によって、武家屋敷の廃絶時ないし水田への土地利用転換時に行われた地均しに関連する現象だとみるべきことが判明した。その典型例は1999年（平成10年度）に実施した共通講義棟Ⅰ期の調査時に見いだされた。ここでは水路としても使用可能な大規模な溝が検出されたのであるが、溝の埋没過程の最終段階において、幕末期のものと比定される多量の遺物が一括投棄されており、上面はきわめて固く締め固められていた。さらにその上層全面には明治期の耕作土が覆うことから、上部構造に建築物を想定する必要のないことが判明した次第である。

なお武家屋敷の境界がどのような構造をもち、それをいかに理解すべきかについては橋本達也･石尾和仁の間で1998年から活発な論争が展開されてきた（橋本1998・1999・2001、石尾1999a・1999b）。２条の溝が基本であるとの共通認識のもと、内部に土手を想定できるか否か、こうした施設の性格はどのようなものだと解釈できるかが依然決着のつかない付帯的な課題として付随するものの、現在は徳島城下全体のなかでみた場合の多様性や普遍性、周辺環境との関わりのなかでの評価を軸に検討が進められつつある。

2.　武家屋敷に伴う施設と明治期の遺構の誤認

地域共同研究センター棟地点の成果報告（第３章）において報告した方形水溜遺構について、概要報告書では方形苑池と呼称し、武家屋敷に伴う施設であると記載した経緯がある。しかし実態は明治期以降の農業用水溜施設であるとみなすのが適当である。このような誤認が生じた原因は、遺構の検出時に、地表面ないしより上層からの土層観察用のベルトを残すなどの措置をとらなかったことと、遺構内の出土遺物に近世に属するものが多数を占めていたことによる。しかしその後の調査において類似例がたびたび検出されることになり、土層の確認を行いえたものは例外なく明治期の堆積層（耕土）が遺構の上層を覆わない状況であり、ときに粗砂の単純層が全面を覆う事例も認められた。この粗砂の単純層は第１章でも触れたとおり、大正期の大規模浚渫工事に伴うものである。こうした事実関係が確定したため、本遺構を武家屋敷に伴う施設とみなすことは不適切であるとの結論に達した。ここで改めて概要報告書の所見を撤回する。さらにこの点に関連して、堆積層の評価にも修正が必要となった。同地点の概要報告書では、第１遺構面と第２遺構面の境界に明らかな盛土が認められるとして、江戸期において地盤が幾度か人為的に「嵩上げ」された可能性に言及した。しかし調査時に盛土として認定した層位のレベルは、第１遺構面の検出時のレベルを挟んで上方と下方とに対応するものであり、第１遺構面の代表的位置を占める方形水溜遺構の年代が明治期に下ることが確実視される以上、この盛土の形成年代も同様に下降する。つまり武家屋敷に関連するという評価は不適切であり、むしろ明治期の農地化に伴う客土、ないし耕土が互層状を呈する地点を指して江戸期の盛土と誤認することになった、というのがより正確であり、おそらく実態に近い。要するに屋敷地内における嵩上げの問題についても、資料上の根拠を失ったという現状である。

調査担当者の力量不足と、遺跡の評価にかんする「いさみ足」を如実に示す恥ずべき事柄ではあるが、以上のような所見の修正事項を報告しておかねばならない。

第２節　考古学的成果

次に本報告で取り扱う２回の調査のうち、最初の本格的調査である地域共同研究センター棟地点の発掘をきっかけとして導かれることになった考古学的成果の中から２項目を取り上げ、その意義を論じることにしたい。

1. しめなわ文茶碗の発見と現時点における歴史的評価

１）研究の経過と現在の到達点

しめなわ文茶碗は近世徳島城下町遺跡を代表する遺物のひとつであるが、その発見のきっかけとなったのが本調査である。鉄絵と色絵の資料が出土した。その後調査に関わった北條ゆうこによって鋭意研究が進められ、それを補足する形で日下正剛の論考も加わり、現在では一定の到達点をみるに至った（北條 1998・2001・2002 ほか、日下 1999）。その展開過程の具体相や喫茶法の系譜、民俗学的所見などについては、これら諸論考に譲り、ここでは城下町遺跡出土資料に限定して研究過程を振り返りつつ、その歴史的・社会史的意義についての読み替えを行いたい。用語法や型式分類名については北條論文にしたがう。

この 1993 年の調査時には、鉄絵の施された京・信楽系陶器碗１点と、色絵の施された同じく京・信楽系陶器数片が発見されたのであるが、その器面に施されたモチーフとは何か、というごく原則的な問いかけから研究は始まった（巻頭図版上、第 33 図 101 ～ 104）。当時の既存事例としては延生軒（島巡編 1987）などの発掘調査があり、そこでも類例は出土していたのであるが、抽象化された文様をもつ資料が主体であったため、「藤文」を描いた陶器碗だと処理されてきた経緯がある。しかし改めて類例を調べ上げていくうちに、それはしめなわを描いた文様であり、正月行事に用いられるオオブクチャ用の碗であることが確実視されるに至った。正面の文様はしめなわであり、裏面には宝珠が描かれる場合と海老が描かれる場合とが相半ばすることから、基本モチーフはしめなわ文であると判断しうる。こうしてモチーフと用途の問題は解決された。

さらに類品や類例は徳島城下に限定されるといってよいほどの偏在性をもつことが判明したうえ、徳島城下においては各屋敷地から相当数の出土があり、製品の新陳代謝は頻繁に行われたことを示唆する様相であることも明らかとなった。また高度な規格性をもつ茶碗ではあるが、その型式学的検討を行う過程で、色絵の一群（Ｂ群）については次のような把握が可能になった。つまり 18 世紀中頃の出現期に属する資料は新蔵遺跡に所在する上級武家屋敷跡から限定的に出土し、京都五条坂にある諸窯の印銘を刻む資料がしばしば見受けられるのに対し、18 世紀末以降の資料は常三島遺跡の中・下級武家層の屋敷跡からも普遍的に出土するようになり、数量の急激な増加が認められるという興味深い変化を示すことである。前者は明らかな京焼であり、後者は信楽産と推定されるものが大多数を占める。いっぽう鉄絵の施された一群（A 群）については、出現期から常三島遺跡でも出土しＢ群のような出土地の偏りは示さない。ただし 18 世紀後半の事例が信楽焼の窯跡出土品のなかに存在することが判明したため、産地の変化はＢ群と連動する。こうした変化は、しめなわ文茶碗の多量消費が 18 世紀の後半段階に生じ

たため、京焼だけでは賄いきれない数の不足を補う意図のもと、信楽産のものが途中から加わったことを物語る。

以上のような考古学的な理解が進むいっぽう、相前後して文字資料探索の必要性も高まったことを受けて、徳島県の文献史学者の協力を得ながら徳島藩関連文書類を探索したところ、重要な史料が２件見いだされた。そのひとつは10代藩主重喜が在国で迎えた宝暦７（1757）年正月の年頭礼に際し、しめなわ文を付したオオブクチャ用の茶碗を用いたことを明示する文書（蜂須賀家文書58）であり、もうひとつは幕末期に藩主にお目見えした経験をもつ人物の日記（沖野家文書）である。先例には徳島城に登城した際にオオブクチャ用の茶碗を賜り物として持ち帰った経緯があったにも関わらず、その年には茶碗を賜れなかった旨の記載が見いだされたのである（根津1999）。こうして文字資料からの裏付けを得ることができ、しめなわ文茶碗にたいする歴史的評価の大枠は定まった。

すなわちしめなわ文茶碗とは、徳島藩における藩主在藩の年の正月年頭礼にあたって藩士に振る舞うオオブクチャ行事用にあつらえられた特製茶碗であり、それは隔年ごとに初期には京焼窯元へ、後期には信楽焼窯元へと特注され一括入手された。年頭礼のために登城し藩主お目見えを果した藩士達は、一連の儀礼的行事の終了後、賜り物のひとつとして茶碗を各自の居宅に持ち帰る。こうした行為は18世紀以降幕末期まで隔年ごとに繰り返されたので、徳島藩士の各屋敷地には多量のしめなわ文茶碗が蓄積されることとなった。しかし個々の茶碗の使用期間はおそらく藩主在藩の次の年頭礼を超えることはなく、常に新規の賜り物によって刷新され続ける性格のものでもあった。そして、こうしたしめなわ文茶碗の下賜を伴う一連の年頭行事を考案したのは、文化人としても著名で、京文化への憧憬が強かったとされる10代藩主蜂須賀重喜であった可能性が高い。このような解釈である。

ただし上記のような藩士全体を対象とするオオブクチャ行事、および終了時には使用後の茶碗を下賜されるという慣行が、出現期と目される18世紀中頃から一貫した姿だったとはいえない。当初は藩主と上級武家層との間で取り交わされた限定的な行事およびそれに伴う下賜であったものが、18世紀末を境に藩士全体を対象とするものへと変化した可能性が高いのである。そのことは、しめなわ文茶碗Ｂ群にみる徳島城下域内での型式別出土地点の偏在性や数量上の変遷が指摘されたことによって、おぼろげながら見え始めてきた。Ｂ群とＡ群の差異についても、それは茶をふるまわれる対象者の家格や身分の差を表示する意図のもとに成立した可能性すら指摘できる。

２）威信財交換としての年頭礼としめなわ文茶碗

では徳島藩におけるしめなわ文茶碗の下賜ないし持ち帰りがもつ社会史的な意味についてはどのような理解が可能であろうか。社会学や文化人類学では、物品それ自体が有する使用価値や交換価値とは異質な性格を帯びた交換形態、および背後で作動する社会的役割を指して「威信財交換」ないし「異次元交換」と呼ぶのであるが、しめなわ文茶碗の性格はまさしくそれにあてはまる。しかも、ここではオオブクチャ行事という儀礼行為の執行が前提となっているために、より象徴的な意味づけが備わっている。その意味において、しめなわ文茶碗の下賜ないし持ち帰りは、近世幕藩体制下における藩主と藩士との間で継続的に取り交わされた威信財交換の典型例であるといえよう。

やや立ち入った解説を加えると、しめなわ文茶碗の場合は配布型威信財というべき類型に属しており、配布者（藩主）は惜しげもなく、あるいは恩着せがましく配布を繰り返すことによって君主としての権

威を保ち、受容者（藩士）は繰り返し粛々と配布を受け続けることによって藩主の威信と権威を承認する。多量の茶碗が一括配布され、常に一方向に物が流れる点をみれば、ある意味ではポトラッチとしての性格も併せもつといえる。このような理由から、しめなわ文茶碗は藩主と藩士との間で成立する異次元交換を媒介し表象する物品だったと理解されるのである。

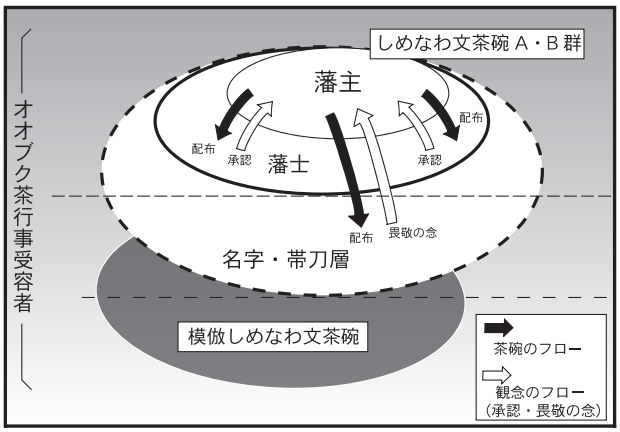

第52図　しめなわ文茶碗をめぐる威信財交換モデル

さらにここでの配布と受容の環が、徳島城を中核として城下の広い範囲にわたりながら、同時に藩士層および名字帯刀を許された特定の町人層に限定される、閉じた環であるという点も重要な側面である。ごく単純化するならば、しめなわ文茶碗を媒介にして、徳島城との距離感や藩政下での格差が城下に居住する人々の間で隔年ごとに再確認され続けるという図式になる。特に環の外周部分に位置する町人層に焦点をあててみた場合、茶碗それ自体が環の内外を識別する指標にもなるので、現在でいうところのステータスシンボルとしての価値を、配布の環から除外された町人層に対して帯び始める。事実関係のうえでも、徳島市内にはＡ群でもＢ群でもない、そこからの模倣品とみなされるしめなわ文茶碗が伝世品として残されている。城中からの持ち帰り品が広範な町人層にとっては文字どおりの威信財であったことを裏づける現象だといえる。このような側面からみても、城中年頭礼に伴うしめなわ文茶碗の下賜ないし持ち帰りとは、まさしく威信財交換の典型例だと理解されるのである。現時点において提示しうる仮説を第52図に示しておく。

20世紀末の歴史考古学を主導した研究者のひとり鈴木公雄は、貨幣の基本的性格を指して「手のひらの中の国家」と呼び、貨幣がもつ国家的威信財としての機能を強調する（鈴木1999・2005）。この表現を借りつつしめなわ文茶碗の社会史的意義を一言で表すならば、それは「隔年ごとに掌中で再確認され続けた徳島藩という名の支配秩序」だったといえよう。

2. 武家屋敷出土の投網用錘鋳型が意味するもの

1）武家層が行う網漁とはなにか

地域共同研究センター棟地点の調査においては、投網用の鉛製錘「イワ」を鋳出すための型が2点出土した（第50図239・240、図版第29）。この資料についても発見当初は性格を解明できず、いくぶん困惑気味に類例探索を始めたのであるが、意外にも身近な民俗例に解答があり、しかも漁労に付随する必需品であることを知って驚かされた。また各地の武家屋敷跡の調査事例にも類例が見いだされ、さほど珍しい出土品ではないことも判明した。常三島遺跡の場合は北方のごく近隣に別宮川（現在の吉野川）が流れるという地理的環境にある。そのため、河川付近の住民が目前の漁場で漁労に従事するというのはごく自然発生的な現象だから、漁具が出土するのも当然だ、と理解することは可能ではある。

ただし武家屋敷から漁具が出土することの背景をいかなる側面で理解すべきかについては、ふたつの方向性がありうる。そのひとつは余暇利用の一形態ないし余技としての位置づけである。そこに居住し

た武家層の生業は、もとより漁労などとは別次元のところにある。したがって役務に従事しない在宅時に、あるいは隠居後の余技として、いわば趣味の領域の中で漁労活動にいそしんだ個人も歴代の住人の中にはいたのであろうとの推論を行うことで、この場合は事足りる。地域共同研究センター棟地点の居住者であった佐野家歴代の人物のなかには実際上の問題として、そのような人物も輩出した可能性を認めるべきであろう。たとえば江戸時代初期に生きた尾張藩の一藩士が、若い頃に好奇心から一時投網に熱中したという記事を見いだせることは、こうした方向性への傍証となる（神坂 1984）。

そしてもうひとつは、より現実的な必然性を見いだす方向性である。特に常三島遺跡の場合はこちらの側面も無視しえない。本調査以後も類例は増加しており、佐野家に限定される問題では必ずしもないからである[2)]。本遺跡の屋敷地を拝領した武家層には中･下級武家が多い。こうした武家層の場合、居宅の裏庭には菜園が広がるという景観が普遍的なありようであることも指摘されており、ここで行われた畑作は補助食料の獲得手段としての必然性をもつのである。したがって漁労についても、類似した側面において把握される可能性は高いとみてよい。

文字記録を検索してみると、安永６（1777）年に藩の目付宛に示達された、別宮川（現吉野川）での網漁にかんする規制の存在が注目される（「御国御家中 145」藩法研究会　1962）。それによると、まず明和１（1764）年には、河口から第十堰までの間において大網・金尻網・鵜から網漁を全面禁漁としたが、その後漸次解禁したとある。ただし安永２（1773）年には再度規制が発せられ、河口から古川の渡し（現古川・吉野川大橋付近）までの間については、先の３種の網漁に投網漁を加え、旧暦４月１日から９月 30 日までの期間禁ずるものとされた。安永６（1777）年の示達は、その周知徹底を指示したものである。示達の末尾には「御家中諸士末々至迄其心得可仕旨」との文言があるので、安永２（1773）年に発せられた最終的な規制はこのとき守られていなかったこともわかる。

その後も、現在確認できたところでは寛政年間に至るまで、藩士の魚釣りや網漁に対する同様の規制は散見されるのであるが、このような文字記録に残る示達の存在からみて、徳島藩の「御家中諸士末々」のなかには別宮川において各種網漁に従事する者が実在したことを確認できるし、禁漁や規制の対象となるほど、それは数多くの武士によって頻繁に行われていたこともわかる。そしてなぜこのような網漁にいそしむ武家層が多数輩出したのかについては、先に示した後者の側面、つまり藩からの知行や蔵米では賄いきれない日常生活の糧を得る手段（具体的には金銭収入の手段）として、別宮川での各種網漁も不可避的に選択されたという解釈が可能である。特に大網などは舟と共に 20 名近くの人員を要する引き網であり、一網打尽に川をさらうため、予測される漁獲量は相当なものである。金尻網についてもアユ漁に用いられる漁法として知られ、予測される獲物の商品価値は高い。であるならば、漁の成果を魚商に売って現金収入の糧とした武士達も少なからずいたはずである[3)]。もちろんもっぱら自家消費に回す武士もいたのであろうが、自家消費分の確保が主目的だったとはおよそみなしえない大がかりな漁法が規制の対象となった事実こそを重視すべきであろう。

とはいえ、ここで問題とする投網漁についてみれば、４種の網漁のなかでは唯一ひとりで実施可能な漁法であり、想定される漁獲量も低いから、それは自家消費の比重が相対的に高かったことを物語るのかもしれない。その意味では、裏庭での菜園から収穫される野菜類などと同等の位置づけが可能ではないかと思われる。なお常三島遺跡出土の型から鋳出された鉛の「イワ」が、大網を除く他の２種の網漁

にも転用可能なのかどうかについては未検討であり、この点の解明は今後に委ねざるをえない。しかし武家層と漁労との関係というところに問題を引きつけてみれば、余暇の活動などといった領域にとどまるものではなく、そうした領域とも当然重複したには違いないが、より現実的かつ切実な意味合いの込められた生業としての側面が濃厚である、とまではいえるのではなかろうか。

２）体面上の綱紀粛正

ところで先の示達の内容を点検してみれば、明和１（1764）年に発せられた禁漁令の際には投網漁が規制の対象外であったことが知られ、最終段階になって初めて規制の網にかかったことがわかる。それは何を意味するのであろうか。さらにこの点に関連して興味深いのは、一旦は河口から第十堰までという広範囲を全面禁漁としたものの、それが漸次解除されるという曲折を経た後に、最終決着は河口から古川の渡しまでの間に範囲を限定する恰好になっていることであり、しかもその際には投網漁を加えたすべての網漁を一括規制していることである。規制の具体的内容は漁期を限定するというものであるが、漁獲高（特にアユとの関係は深そうである）がもっとも望める期間を禁漁とすることからみて、実質的な全面禁漁を意図したものであったことも容易にみてとれる。

その反面、対極に位置づけられるのは古川の渡しから第十堰までの範囲に対する一見不可解な措置である。この間も一旦は全面禁漁となったものの、結局は年間を通じていかなる網漁であってもすべて許容される範囲として位置づけられることになった。

全面禁漁から始まり、最終的には上流側に解禁区を設け下流側を部分禁漁とする施策の背景に一貫性を求めるとすれば、それは漁法の中身を問わず武家が網漁を行わない景観を、一定の範囲内で作出することにあったと解釈するほかない。「河口」から「古川の渡し」までの間というのは、実は城下の北辺を東端から西端までたどった範囲を適当な目印になぞらえて表現したものだとみなし、網漁に従事する武家層の姿を古川の渡しより上流に追いやることが真の目的であったとみれば、すべてを合理的に解釈できるからである。要するに先の示達の真意は「いやしくも武士たる身分の者が城下の間近なところであからさまに網漁などをするな！ただし以前のように絶対やるなとは言わないから、せめて城下から眼の届かないところでせよ」といったところであったと理解される。そして投網漁が当初規制の対象外であった理由は、まずもっとも人目を引く大網以下３種の網漁に規制をかけることで、武士が大々的に漁労にいそしむ状態を解消しようとの目的であったとみたら納得がゆく。単独漁であれば、それは釣りと変わらない。そして最終段階になって投網漁を規制の対象に加えた理由もまた明白である。それは大網などから投網漁に切り替えることによって新たな規制に対処する途を、あらかじめ閉ざすためだったからにほかならない。たとえばかつて大網漁に熱をあげていた武士達が、新たな規制を設けた結果、今度はこぞって投網を打つような事態になった場合、規制の実効性は失われるからである。

つまるところ先の示達にみる規制の主目的は、水産資源の保全などとはもとより異質なところにあって、それは城下町近隣の景観保全という形で表された、藩士に対する体面上の綱紀粛正であったとみるのがおそらく正しい。意識されたのは間違いなく町人の眼であったろうし、可能性としては魚商人や知行地領民との目に余る交わりではなかったか。

このようにみてくると、徳島藩における18世紀後半とは、藩士の体面を保つことにそれまで以上に腐心し始めた時期だという仮説が成り立ちそうである。そしてこの年代的位置をみれば、前項で論じたし

めなわ文茶碗の問題とも密接な関係が指摘できる。つまりこれらふたつの問題は、10代藩主重喜の一連の事績のなかで読み解くべき主題だといえそうである。

３）重喜の治世とはなにかを示唆する考古資料

そこで重喜の治世（1754～1769年）とその特徴を概括的に検討してみる。さしあたって高橋啓や笠谷和比古の著書（高橋2000・笠谷1988）をもとに要約すれば次のようになる。

徳島藩の藩財政は窮乏し、藩政改革は不可欠な情勢を迎えていた18世紀の後半、そこに養子として迎え入れられ10代藩主となったのが当時17歳の重喜であり、彼はただちに藩政改革に着手する。改革の眼目は能力のある武士を引き上げる「役席役高の制」の導入であり、世襲によって職制や石高が規定される、硬直した従来型藩政の抜本的刷新であった。しかし家老をはじめとする重臣達の抵抗にあい、一旦は「役席役高の制」の導入に踏み切ることに成功したものの、結局は江戸幕府の介入を受けて重喜は強制的に退位させられ、藩政秩序は旧状に復するのである。笠谷によれば、重喜の目指した改革の方向は「君主専制」の確立であったとされ、それが幕藩体制とは本来的に相容れない支配形態であったために、幕府の介入を必然的に導くことになり、「押込」という廃位に結びついたのだという（笠谷1988）。

このような歴史の表舞台に登場する諸事件と、今ここで問題とするふたつの考古資料とがそのまま結びつくものではない。しかし重喜の治世のなかに、しめなわ文茶碗の登場と網漁の規制にかんする先の記事の年代を当てはめてみるとどうなるか。試みに高橋および笠谷の論考から抜き出した政治的諸事件に関連記事を挿入し、略年表的に示すと下記のようになる。ゴチック体が関連記事である。

1754（宝暦４）年、重喜、17歳で末期養子として蜂須賀家の当主になり、藩主に就任。（この頃藩財政は窮乏し領内各地で一揆発生。藩政改革は不可避な情勢。家老格と中老格の間の権力闘争激化。）

1757（宝暦７）年、重喜、正月にしめなわ文茶碗で大福茶を服す。

1759（宝暦９）年、重喜、「役席役高の制」導入の意向表明。仕置家老山田織部は反対し重喜と対立。

1761（宝暦11）年、「七ヶ年倹約令」実施（当時の藩の負債総額は30万両）。

1762（宝暦12）年、家老山田織部、呪詛事件によって切腹（山田家断絶－後再興）。

1764（明和１）年、河口から第十堰の間の網漁を全面禁漁。

1765（明和２）年、蜂須賀家の相続問題がらみで重喜の廃位未遂事件発生。重喜、筆頭家老稲田九郎兵衛を介して首謀者格の仕置家老賀嶋上総・長谷川越前を処分断行（その後稲田九郎兵衛も排除）。

1766（明和３）年、新法「役席役高の制」実施。重喜の専制体制確立の上に、いわゆる「明和の改革」はじまる。藩士には倹約を強いる一方で別邸大谷御殿を建造。

1767（明和４）年、家臣・役人の処罰と知行召し上げが頻発。「足高」の給源確保が目的か。

1769（明和６）年、藩士の知行一律削減に着手。直後藩政の混乱を察知した幕府が収拾に介入。幕命により重喜「押込隠居」。「役席役高の制」廃止し旧法に復するが、騒動のもうひとつの柱であった相続問題については重喜の意向を汲み、幕府は嫡子千松丸治昭を11代藩主とする裁定を下す。

1773（安永２）年、河口から古川渡しまでの間、期間限定で網漁を規制。

1774（安永３）年、前藩主重喜、大谷屋敷に移る。治昭、初入国し御家中御目見を果たす。

1777（安永６）年、目付宛の示達により1773（安永２）年の規制の周知徹底がはかられる。

1790（寛政）年頃、しめなわ文茶碗の一括大量消費（藩主治昭からの配布と推定）はじまる。

このように年代的関係を整理してみると、興味深い背後関係がみえてくる。まず網漁の規制にみる変転が、いかなる政治的背景を背負うものだったのかがわかる。すなわち河口から第十堰までの間が全面禁漁になったのは、重喜の改革が本格化し始めた時期であるから、厳しい倹約令や急進的な綱紀粛正措置の一環として打ち出された可能性が指摘できることとなろう。それと対極的に、河口から古川の渡しまでの間に規制範囲を限定することで実質的な緩和策がとられるのは重喜廃位後のことである。規制の内容もみごとに対応し、それは藩政秩序が旧状に復されるなかで必然的に生じた緩和策だったとみてよい。体面と実情とのすり合せによる現実的妥協の産物だといえ、重喜の示した本来の趣旨からみると、古川の渡しより上流については全面解禁とする決着がはかられているので、実質上の骨抜き策である。ただし表向きの方向性はあくまでも規制であり、その意味において重喜の示した本旨は継承されたとみることができよう。

次に、しめなわ文茶碗の登場は重喜の藩主就任から３年後の正月であるが、在藩の正月としては２回目にあたるから、就任直後から意図された行事であったということができる。なお茶碗自体は京焼が選択されているものの、彼が規範としたオオブクチャ行事とは、実は将軍と幕閣層との間で取り交わされたそれであったといわれる。つまりここでは藩主と藩士の関係を、将軍と幕閣層との関係になぞらえて再現することが目論まれた可能性がある。ただし先に述べたように、重喜の在任中はごく特定の上級武家層が対象になったとみるべきであり、配布の範囲は限定的である。時は「明和の改革」断行にいたる前夜にあたり、藩内は権力抗争の渦中でもあったから、そのような状態のなかで行われるオオブクチャという名の紐帯確認行事とは、従前の結束を切り崩すためにこそ効果を発揮する。したがって本行事の当初の姿は、重喜が現実の政治世界で演じた姿を如実に反映する側面が強かったとみなすこともできよう。

そして、しめなわ文茶碗の下賜が藩士全体に広がるのは、重喜の嫡男で相続問題の渦中に育ち、結局は幕命によって第11代藩主となった治昭（家督相続時９歳）の治世下であった。しかも藩主への就任直後ではなく、およそ20年の歳月を隔てた後のことと推定される。ここからは父重喜が演じた大立ち回りの爪痕が癒えるまでの時間の経過と、自らの権力基盤の確立を待って、その遺志を継承した息子の姿が見えるだけでなく、ここでも導入当初の姿からの大幅な改変が伴っていたことをうかがわせる。すなわち治昭によって断行された「寛政期の改革」（高橋2000）のなかで、しめなわ文茶碗は初めて藩士全体を覆う紐帯確認行事の象徴としての意味を付与されることになったと推定されるのである。

3. 考古学的成果のまとめ

以上、２項目についての考古学的成果を論じた。しめなわ文茶碗は明らかに政治的側面を反映する遺物であるし、いっぽうの漁網用の鋳型は、日常生活や生業のありようを反映する可能性を含んでいる。いわば「ハレ」の世界に属する遺物と「ケ」の世界に属する対極的な性格の遺物が共伴する関係を武家屋敷遺跡において確認できたし、両者が政治的脈絡の中で交錯するありようが把握できたとみたい。なお多くの課題を今後に委ねるが、ここで論じたような考古学的成果とその後の研究の方向性を導く起点になったという意味において、地域共同研究センター棟地点の調査は重要な位置を占める。

註

１）各調査概要報告書は徳島大学埋蔵文化財調査室のホームページで閲覧可能である。

２）1997 年（平成９年度）に実施した総合情報処理センター棟の調査において類例を再度発見し、その際には新聞記者発表を行った経緯がある。

３）アユは江戸幕府への献上品となるほど、交換価値の高い水産品であったらしい。徳島藩の場合、関西圏への商品流通網に乗せることも可能である。こうした点については近世徳島藩の経済史に造詣の深い東海大学文学部曽根總雄氏にご教示いただいた。

引用文献

石尾和仁　1999a「徳島城下町の考古学的研究」『史窓』29 号　徳島地方史研究会

石尾和仁　1999b「屋敷境の二条の溝をめぐって」『徳島城下町通信』創刊号　徳島城下町研究会

日下正剛　1998『新蔵町１丁目遺跡　企業局総合管理センター（旧副知事公舎）地点』（徳島県埋蔵文化財センター調査報告書第 20 集）徳島県教育委員会・財団法人徳島県埋蔵文化財センター

日下正剛　1999「徳島　新蔵町１丁目遺跡における陶器京焼出土の様相」『京焼―消費地出土の様相―（発表要旨）』関西近世考古学研究会・考古フォーラムくらもと

笠谷和比古　1988『君主「押込」の構造―近世大名と家臣団―』平凡社選書

神坂次郎　1984『元禄御畳奉行の日記―尾張藩士の見た浮世―』中央公論新書

島巡賢二編　1987『徳島県文化の森総合公園建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書』徳島県教育委員会

鈴木公雄　1999『出土銭貨の研究』東京大学出版会

鈴木公雄　2005『考古学はどんな学問か』東京大学出版会

高橋啓　2000『近世藩領社会の展開』渓水社

根津寿夫　1999『阿波の華　徳島城（徳島城博物館平成 11 年度特別展）』徳島市立徳島城博物館

橋本達也　1998「江戸時代の城下町を発掘で探る―近世都市徳島の考古学的研究―」『川と人間―吉野川流域史―』渓水社

橋本達也　1999「徳島城下町の構造」『京焼―消費地出土の様相―（発表要旨）』関西近世考古学研究会・考古フォーラムくらもと

橋本達也　2001「常三島の土手」『四国徳島城下町通信』第６号　四国徳島城下町研究会

北條ゆうこ　1998「近世阿波のしめなわ文茶碗」『徳島県立博物館研究報告』第８号　徳島県立博物館

北條ゆうこ　2001「徳島出土のしめなわ文茶碗」『近世信楽焼をめぐって（研究集会資料集）』関西陶磁史研究会

北條ゆうこ　2002「しめなわ文茶碗再考」『論集徳島の考古学』徳島考古学論集刊行会

文字資料の出典

沖野家文書：「御用方艸案」徳島城博物館蔵　徳島市立徳島城博物館　1999『阿波の華　徳島城（展示図録）』に採録

蜂須賀家文書 58：「在府宝暦七互年規式」徳島県立図書館架蔵マイクロフィルム

「御国御家中 145」：藩法研究会　1962『藩法集３（徳島藩）』に採録

後　　記
―特殊遺物の解釈を兼ねて―

本報告書は、1992（平成４）年と1993（平成５）年の埋蔵文化財調査室が設置されて間もない頃に実施された、常三島遺跡における第１次・第２次発掘調査の報告書である。発掘調査の終了からすでに13年から14年がたっているが、前室長北條芳隆氏と調査室員安山かおり氏の努力でようやく刊行にこぎつけることができた。この場を借りて、両氏の労をねぎらいたい。

埋蔵文化財発掘調査は時間との戦いでもある。調査は担当者の直感的判断で進められていくことが多いが、同時に詳細な観察記録を残す作業を地道に行う。後日の整理段階で、その観察記録をもとに他の遺跡発掘調査の情報などと比較検討することによって、遺跡の性格判断が変わることはしばしばある。さらに調査担当者の間でも、研究者の間でも見方が異なる場合も多々ある。

今回の報告書において調査担当者である北條氏の現時点での見解が提示されたわけで、埋蔵文化財調査室としても今後の調査・整理に生かしていくと同時に、北條氏の見解の検証もしていかなければならないだろう。

最後に、地域共同研究センター棟地点埋納遺構出土の特殊遺物のうち、偏球形青銅製品について、本報告書作成段階での解釈を付け加えて、今後の検討にゆだねたい。

偏球形青銅製品の一面にはバーコードのようなものが彫られている。それが八卦であると分かったのが、報告書作成の最終段階であった。さっそく調べ始めて、以下のような意味があるのではないかとの結論に達した。

彫り込まれた卦の種類は、どちらを上にして読んでも、八卦のうちの離☲・巽☴・艮☶・震☳・兌☱の５種類である。乾☰・坎☵・坤☷の３種類は使われていない。彫られた卦は６個であり、以上の５種類のうちの２種類が２回使用されている。最初、個々にそれぞれ意味あるものと解釈しようとしたが、どうしても意味をなさなかった。例えば、方位を示すような単純なものではなさそうであった。

ところが、易では八卦にさらに八つの卦を組み合わせた六十四卦で吉凶を占うとされている。この視点で見ていくと、どちらを上にして読むかで意味が違ってくるが、離を上にして読む場合と巽を上にして読む場合の二通りが考えられる。

離を上にして読むと、離震・艮震・離兌の組み合わせになる。離震は火雷噬嗑（障害を噛み砕く）、艮震は山雷頤（働かざる者食うべからず）、離兌は火沢睽（不和反目あり）との意味があるとされる。

巽を上にして読むと、巽離・艮震・艮離の組み合わせになる。巽離は風火家人（家内安全）、艮震は山雷頤（働かざる者食うべからず）、艮離は山火賁（飾らないのが真の美）との意味があるとされる。

前者の離を上にした解釈では、六十四卦中、「不和反目あり」の意味を持つ離兌が出てきてしまう。占い師に吉凶占いをしてもらった場合、凶の意味の六十四卦が出てくることは十分にありうる。しかし、凶の意味合いを持つ六十四卦を彫り込むということは、当初から邪悪な意図を有していたと理解せざるをえない。ところが、小土坑を掘り、六十四卦を彫り込んだ偏球形青銅製品を納めた陶器火入れを正立して埋納するという行為に、そのような邪悪な意図を見出すのは無理であり、そのこと自体が不自然で

ある。したがって、後者の巽を上にした解釈、すなわち「家内安全」など吉ないしは善意の意図が読み取れる解釈の方が妥当と思われる。特に、後者の解釈では、質実剛健を旨とする武家の家訓を表現したものともとれよう。

北條氏は、容器である陶器火入れの時期は幕末頃と考えられている。また、この偏球形青銅製品が埋納された場所は建物の縁辺に沿った場所であった可能性が高いことを指摘されている。しかし、一方では地鎮祭の遺構と一般的に認識されているものとは異なるとも指摘されている。北條氏の一般的な地鎮祭遺構とは異なるという指摘はあるものの、建物の縁辺に埋納されたということから考えると、幕末頃に建物を新築する際、建築主が願いを込めて地鎮のために埋納したのではないかという解釈が今のところ最も妥当ではないかと思われる。一方、一般的な地鎮祭と異なるという見方を重視すると、当地を拝領した佐野家で何らかの理由によって呪術的な儀式が行われ、家内安全などを祈願して家の縁辺部に埋納されたという可能性もあろう。いずれにせよ、呪術的な性格を有することだけは確かである。

今後、このような埋納遺構および特殊遺物の類例が他の遺跡にあるのかどうかなど、検討していく必要性があろう。